

事業場における労働衛生管理（例）（※業種・規模により一部異なる）

規模	1～9人	10人～49人	50人～99人	100人～299人	300人～999人	1000人以上
衛生管理体制				総括安全衛生管理者（業種により300人又は1,000人以上から）		
	医師・保健師による健康管理		産業医（1,000人以上または有害業務に500人以上の事業場は専属）			
	安全衛生推進者		衛生管理者（業種・規模等に応じた有資格者、人数、専任者）			
	(上記のほか)心の健康づくり関係者（「労働者の心の健康の保持増進のための指針」による） 保健師等、心の健康づくり専門スタッフ（精神科・心療内科の医師、心理職等） 人事労務管理専門スタッフ、職場の管理監督者、労働者					
	労働者の意見聴取の機会の設定		安全衛生委員会			

事業者による具体的取組事項						
等 計 画	健康管理計画の企画立案（心の健康づくり計画を含む） 健康障害の原因調査及び再発防止措置等		危険・有害性の調査及びその結果に基づく措置			
管 理 制 度	健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく措置 メンタルヘルス不調への気づきと対応		保健指導	疾病管理	救急措置	健康の保持増進措置等 職場復帰における支援
作 業 環 境 管 理	労働衛生設備（局所排気装置等）の維持管理 作業環境測定及びその結果の評価と事後措置等 作業方法の適正化 保護具の適正使用 作業時間等の適正化 作業姿勢の改善等 職場環境の把握と改善（メンタルヘルス対策として）					
生 労 教 育 衛	雇い入れ時、作業内容変更時教育 危険有害業務就業時教育（特別教育） 危険有害業務従事者教育 職長等の教育 衛生管理者等に対する能力向上教育 メンタルヘルスに関する教育研修・情報提供（対象：労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等）					